

# リザーブプランPLUS カード〈目的ローン〉申込書

兼保証委託申込書・保証委託契約書  
兼消費者信用団体生命保険加入同意確認書

## ローン専用カード

スルガ銀行 株式会社 御中 保証会社 スルガ・キャピタル株式会社 御中

- 私は、「リザーブプランPLUS(リザーブプランプラス)」カード契約規定・保証委託約款および「個人情報の取り扱いに関する同意書」を承認のうえ、スルガ銀行株式会社(以下「貴社」という)およびスルガ・キャピタル株式会社(以下「保証会社」という)にローン専用カード「リザーブプランPLUS(リザーブプランプラス)」カード取引および保証委託を以下のとおり申し込みます。
- 申込後、貴社の審査により条件が変更されたり、承認されなくても何ら異議はありません。貴社の決定に従います。
- 本申込書に未記入箇所および誤りがあった場合には、銀行が補記または訂正することに同意します。
- 申込内容については、私が先にインターネットまたは、電話で仮申し込みしたものにに基づきます。

※FAXでご送付いただいた場合、当社に着信した本申込書が原本となります。(目的タイプにおいて口座引き落としのご返済を希望する場合は、FAXによるお申し込みはできません。)  
※万一、ご利用できない場合でも申込書・関係書類はお返しできませんのでご了承ください。

## 必ずお申し込みご本人さまでご記入ください。

ご署名

ご記入日

年

月

日

ご署名および暗証番号等をお忘れなくご記入ください。ご署名は、略字は使わず、本人確認資料に記載のとおりご記入ください。

## 消費者信用団体生命保険へのご加入について (保険加入にあたっては、保険加入の同意と加入申込書の提出が必要です)

いずれか一方を  
選択してください

- 消費者信用団体生命保険への加入に同意します 加入申込書を別途ご提出ください。お客さまに別途、保険料をご負担いただく必要はありません。
- 消費者信用団体生命保険への加入に同意しません 死亡および高度障害状態時の保険適用はありません。死亡時に残債務がある場合には、原則として債務は相続されます。

## 初回カード送付先

① 自宅

② 勤務先

※勤務先を選択された場合は、勤務先所在地の記載がある「健康保険証」等の本人限定受取郵便サービス所定の資料が必要となります。  
※勤務先を選択された場合にも、契約時にはご自宅に別途、本人確認のため文書が送付されますのでご了承ください。

## ▼目的ローンのみ、口座引き落としによるご返済をご利用いただけます。

ご希望される方はご記入・ご捺印ください。

ご返済指定口座	スルガ銀行	支店	お届け印
	(普通預金)	<input type="text"/>	

## 【リザーブプランプラスのご案内】

- ご利用限度額 / 500万円以内 (「目的ローン」と「カードローン」の限度額の合算)
- 借入利率 / 〈目的ローン〉 オート…年4.9% リフォーム…年3.9% 教育…年3.6%  
デンタル…年7.0% フリー…年7.0~14.9%  
〈カードローン〉 年7.0~14.9%
- 遅延損害金 / 年19.50%以下
- 毎月の返済期日 / 毎月1日 (銀行休業日の場合は翌営業日)  
※前月20日以降当月1日までの返済を約定返済と見なします。

※ご利用限度額・借入利率等につきましては、上記の範囲内で銀行が決定いたします。カード受け取り時にご案内する内容をよくご確認ください。

※リザーブプランカードの契約規定および保証委託約款は、インターネットでもご確認ください。  
<http://surugabank.co.jp/reserved>

※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますのでご了承ください。

銀行使用欄

(受付店)				(支店)			
支店長	手書き印	印鑑照合	担当者	本人確認			

口座引き落とし返済の場合 ↑

2011.07 TF

スルガ銀行

★生年月日や電話番号など第三者の方に知られやすい番号はお避けください。「0000」や「9999」はご使用になれません。

暗証番号  
(数字4ケタ)

左欄にこのシールをはがして  
暗証番号がかかれるように  
お貼りください

## リザーブプランPLUS(リザーブプランプラス)カード契約規定

### 第1条 (リザーブプランPLUSカード取引)

リザーブプランPLUSカード取引(以下、本取引という。)とは、2つの当座貸越契約(以下、各自の目的ローン「カードローン」といい、両契約を総称して、本契約という。)を同時に締結し行う金融サービスを行います。

### 第2条 (借主)

借主とは、本規定を承認のうえ、附則1に定めるスルガ銀行株式会社(以下、銀行という。)所定の保証会社(以下、保証会社という。)を連帯保証人として、銀行に所定の申込書によりリザーブプランPLUSカード(以下、カードという。)の利用の申し込みをせ、銀行が所定の審査のうえ、利用を認められたりします。

### 第3条 (契約の担保)

本契約は借主が銀行所定の方法により申し込み、銀行が所定の審査を行い適当と認め、カードを発行することにより成立します。

### 第4条 (取引方法)

1.本契約に基づき取引は、第9条(借入方法)および第9条(返済方法)に定める方法による当座貸越の入金によるものとし、小切手、手形の振出あるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとする。
2.カードは、銀行の現金自動預け払い機(以下、ATMという。)を使用して入出金を行う場合等に利用するものとする。

### 第5条 (カードの貸与、暗証番号)

1.銀行は、借主1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものとし。
2.借主は、銀行所定の方法により暗証番号を登録するものとする。
3.借主は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとする。
4.カード(カード上の表示事項を含む。)は、借主本人以外使用することはできません。また他人に譲渡、預入または貸与することはできません。
5.借主は第4項または第4項に反してカード(カード上の表示事項を含む。)を他人に使用させた場合は第3条の損害は、借主の負担となります。

### 第6条 (カードの紛失、盗難等)

1.借主がカードを紛失または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に連絡するものとし。
2.カードは、紛失、盗難、破損等で銀行が適当と認めた場合に限り再発行します。

### 第7条 (利用有効期間)

1.借入ができる期間は、本取引の契約成立の日からその1年後の応当月の末日までです。ただし、借主または銀行から期間満了日までにならんかの申出のないときは、更に1年間自動更新し、その後も同様とします。
2.前項にかかわらず、目的ローンについては、借主が65歳以上または完済時の年齢が満70歳超となる場合、カードローンについては、借主が、満76歳に達した後、最初に到来する契約更新期以降は、新規借入れはできないものとします。
3.期間満了日まで、借主または銀行から本取引の自動更新を望まない旨の申出がなされた場合、借主は、期間満了日において残債務がある場合には、第9条(返済方法)の定めに関わらず、一括返済または銀行指定の返済条件にて分割返済することとします。

### 第8条 (借入方法)

#### 1. 目的ローン

(1)借入方法は、借主の依頼に基づき銀行が所定の方法で当座貸越口座から出金する方法によるものとし。
(2)1)により出された借入金金は、銀行が認めた借主指定の借主名義の金融機関の口座もしくは、銀行が認めた借主指定の各義人の金融機関の口座へ振り込むものとし。
(3)ATMからの引出しによる借入は、1,000円単位とし、1回あたりの引出しは銀行が定めた金額の範囲内とする。

#### 2. カードローン

(1)借入方法は、銀行のATMからの引出し、または銀行が認めた場合に限り、借主の指定した借主名義の金融機関の口座もしくは、銀行が認めた借主指定の各義人の金融機関の口座への振り込み、その他の方法によるものとする。
(2)ATMからの引出しによる借入は、1,000円単位とし、1回あたりの引出しは銀行が定めた金額の範囲内とする。
(3)口座への振り込みによる借入は一回あたりの取引金額を10,000円以上1円単位とします。なお、銀行のインターネット(バンクイック)もしくはモバイルバンクサービスを利用した口座への振り込みによる借入は、一回あたりの取引金額を1円以上1円単位とします。ただし、第1項に記載のとおり、銀行が認めた場合に限るものとします。

### 第9条 (返済方法)

返済方法は、定例返済とし、以下の方法によります。また返済期日は、第12条(各回の返済期日)に定めるものとします。

#### 1. 目的ローン、カードローン共通事項

(1)銀行または銀行の提携する企業および金融機関のATMからの入金、または借主の当座貸越口座への振り込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
(2)定例返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。
(3)目的ローンとカードローンそれぞれがその当月定例返済が行われていない場合、随時返済を行うことができないうものとします。

#### 2. 目的ローン

(1)借主が希望した場合には、自動引落しの方法によることができるものとします。この場合、借主は、定例返済日まで、借主が銀行に開設し、目的ローンの返済口座として指定した預金口座に返済金額以上の額を預けするものとし、銀行は、毎月所定の返済日より前項(1)による定例返済がないことを条件に、定例返済日(小切手または通帳および請求書など引落しのうえ、返済にあてるものとする。また万一預入が遅延した場合には、預入後いつでも銀行は同様の処理ができるものとします。ただし、目的ローンの返済指定預金口座の残高が返済金額相当額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いは行わないものとします。
(2)借主は、第1項(1)に定める定例返済にかかわらず、随時、第11条(各回の返済金額)で定められた定例返済額以上を返済できるものとし、その場合は、期間短縮型繰上返済として取り扱われるものとします。ただし、当月定例返済が行われていない場合に限ります。

#### 3. カードローン

借主は、第1項(1)に定める定例返済にかかわらず、ATMおよび銀行窓口において、随時、第11条(各回の返済金額)で定められた返済金額以上を返済できるものとします。ただし、当月定例返済が行われている場合に限ります。

### 第10条 (利用限度額)

#### 1. 目的ローン、カードローン共通事項

(1)本契約の利用限度額は、目的ローンとカードローンを合算し500万円以内とします。
(2)利用限度額は借主の借入希望限度額の範囲内で銀行が決定し、借主に通知とします。
(3)借主は、利用限度額の範囲で、繰上し入りができるものとします。
(4)3)に関わらず、銀行が債権保全上必要と認めたときは、利用限度額を減額あるいは、新たな貸付を中止することがあります。

## リザーブプランPLUS(リザーブプランプラス)カード保証委託約款

私は、次の各条項を承認のうえ私が表記スルガ銀行株式会社(以下、甲という)との表記リザーブプランPLUSカード契約により負担する債務についての保証を、甲に別途差し入れるリザーブプランPLUSカード契約規定(以下、契約規定という)第2条に定める甲所定の保証会社(以下、乙という)に委託します。また、私と甲とのリザーブプランPLUSカード契約の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。

### 第1条 委託の範囲

1.私が乙に委託する保証の範囲は甲に別途差し入れる契約規定の各条項に基づき私が甲に対し負担する借入金の元金、利息、損害金その他いっさいの債務の全部とします。
2.前項の保証は、乙が保証を適正と認め保証決定をなし、これに基づいて私が甲とリザーブプランPLUSカード取引を開始したときに成立するものとします。
3.第1項の被保証債務の内容は、私が甲との間に締結する契約規定の各条項によるものとします。

### 第2条 保証の解除

私は、私と甲との間の契約規定に定める取引期間満了前においても、乙が必要と認めた場合は乙に保証の解除をされても異議を申しません。

### 第3条 担保の提供

私の責力ならびに信用等に著しい変動が生じた時は、遅滞なく乙に通知し、乙の承認した連帯保証人をたて又は相当の担保を差し入れます。

### 第4条 代位弁済

1.私が甲に対する債務の履行を遅滞したため、または甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、私に対して何ら通知、催告を要せず、甲が引当、被保証債務の全部または一部を弁済することと同意します。
2.乙の前項の弁済によつて甲に代位する権利の行使に關しては、私が甲との間で締結した契約のうち、乙の契約の各条項が適用されることに同意します。

### 第5条 求償権の範囲

乙が前条により代位弁済したときは、私は乙に対してその弁済額、弁済上要した費用およびこれらに対する弁済の日の翌日から完済までの乙が定める割合(注)による遅延損害金

(注)(4)により利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は、銀行は、減額の範囲内で増額できるものとします。
(6)借主の依頼に基づき、且つ銀行が所定の審査のうえ適当と認めた場合には、利用限度額を増額できるものとします。

#### 3. 目的ローン

借主が目的ローンの回復利用を希望する場合、本契約当初と異なると判断される資金使途や利用限度額以上の借入を希望する時などは、銀行が所定の審査を行い適当と認められた場合に借入できるものとします。

#### 3. カードローン

借主からの依頼にかかわらず、銀行が所定の審査のうえ適当と認めた場合には、利用限度額を増額できるものとします。ただし、借主が利用限度額を希望しない場合には、増額を中止することとします。

### 第11条 (各回の返済金額)

1.目的ローンの定期返済は、毎月3,000円以上(1,000円単位)の元利込定額返済とし、ボーナス返済を併用する場合、ボーナス返済時の返済額は毎月返済額(元金返済額)を増加した額とします。また、返済回数は銀行所定の返済回数とし、返済金額は借入金額・返済方法(ボーナス返済併用の有無)・返済回数等に応じ利用の程度決定されるものとします。ただし、当社が特に認めた場合は当社の指定する返済額に変更することも可能とします。
(2)カードによるATMでの定例返済は、元利込定額返済額とします。
(3)約定利息額と定例返済時の貸越残高の合計が、上記元利込定額返済額に満たない場合は、約定利息額と約定返済日前日の貸越残高の合計額を元利込定額返済額とします。なお、第9条(返済方法)第1項に定める返済方法のうちカードによるATMでの最終回の返済は、1,000円単位とします。
(4)利息・遅延損害金の合計額が上記元利込定額返済額を超えるときは、利息・遅延損害金を返済額とします。

#### 2. カードローン

各回の定例返済金額は、次のとおりとし、定例返済時の残高に応じて決定された最低返済金額(ミニマムプライド)以上(ミニマムペイメント方式)とします。

(1)約定利息額と定例返済時の貸越残高の合計が、上記ミニマムペイメントに満たない場合は、約定利息額と約定返済日前日の貸越残高の合計額を元利金返済額とします。ただし、利息・遅延損害金の合計額が上記ミニマムペイメントを超えるときは、利息・遅延損害金を返済額とします。
(2)前月19日時点での残高が0円の場合で、前月20日以降に利用した残高に関しては、前月定例返済期日における定例返済は必要ないものとします。
(3)約定利息額と定例返済時の貸越残高の合計が、上記ミニマムペイメントに満たない場合は、上記ミニマムペイメントを超えるときは、利息・遅延損害金を返済額とします。

### 第12条 (各回の返済期日)

各回の定例返済期日は、毎月1日(銀行休業日の場合は各々翌営業日。以下同し)を約定返済期日とします。ただし、前月20日以降前月末までに行われた返済は、定例返済と見なし、前月定返済期日における定例返済は必要ないものとします。

前月19日時点での残高が0円の場合で、前月20日以降に利用した残高に関しては、前月定例返済を毎月1日とします。

### 第13条 (借入利率等)

借入利率は、銀行所定の利率(保証会社の保証料を含む年率。以下同し。)を適用するものとし、借主に通知します。

借入利息の計算は、付利単位を1,000円以上100円単位とし、年率うるう年に関するふ、次のとおりとします。

借入残高×借入利率÷365日×各回の利用日数

### 第14条 (期間の利益喪失)

1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知、催告があつて本契約による債務全額について期限の利益を失ひ、直ちに本契約による債務全額を支払ふものとする。

(1)弁済金の支払いを遅滞し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
(2)保証会社から保証中止または解約の申出があつたとき。
(3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
(4)差押、仮差押、仮処分、強制執行の申立または差押処分を受けたとき。
(5)破産、民事再生手続開始の申立を受けたとき、またこれらの申立をしたとき。
(6)住所変更を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
(7)相続の開始があつたとき。
(8)本規定等の義務に違反し、その違反が本規定の重大な違反となるとき。
(9)その他借主の信用状態が悪化し悪化したとき。

2.次の各号の場合には、借主は銀行からの請求によつて、本契約による債務全額について期限の利益を失ひ、直ちに本契約による債務全額を支払ふものとする。
(1)借主が銀行取引上の債務について期限の利益を失つたとき。
(2)借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
(3)借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3.前2項各号の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、または本契約を解約することができます。本契約が解約された場合は、借主は本契約による債務全額を直ちに返済し、カードを返却するものとする。

### 第15条 (返済金の充当)

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

### 第16条 (遅延損害金)

1.借主が定例返済金額の支払いを遅滞したときは、銀行所定の遅延損害金を支払ふものとし、遅延損害金年率(保証会社の保証料を含む年率。以下同し。)は、1.95%とします。
2.遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。

定例返済元金×遅延損害金利率×返済期日後の経過日数÷365

### 第17条 (保証会社への被保証債務履行請求)

第14条(期間の利益喪失)により、借主に本契約による債務全額の返済義務が生じた場合は、銀行は保証会社に対して本契約による債務全額の返済を請求するものとします。

2.保証会社が借主に代わつて本契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社に本契約による債務全額を返済するものとします。

### 第18条 (銀行からの相殺)

1.銀行は、本契約による借主の債務のうち各返済期日を超えたもの、または第14条(期間の利益喪失)によつて返済しなれなければならない契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができず、この場合、書面より通知するものとします。

2.前項によつて相殺する場合には、本契約による借主の債務の利息および損害金の計算

を支払います。

### 第6条 求償権の事前行使

1.私について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は第4条による代位弁済前であっても通知催告を要せず、なんら担保の提供をすることなく、私に対して、直ちに借入金債務に相当する金額を借入金することができるとし、私は直ちにこれを支払ふものとし。但し、私がすでに借入金債務の一部を弁済し、これをその弁済額を求償額から控除するものとする。
(1)仮差押、仮処分、強制執行、競売、差押処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産等の手続きの当事者になつたとき。
(2)手形交換所の取引停止処分があつたとき。
(3)相続の開始があつたとき。
(4)担保物件が滅失したとき。
(5)その他、被保証債務について期限の利益を喪失したとき。

(6)契約規定第29条(反社会的勢力の排除)第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同第2項のいずれかに該当する行為をし、または私が同第1項の規定に基づき表明・権約に関して甲に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
2.乙が前項により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しませんが、担保がある場合も同様とします。

### 第7条 弁済の充当順序

私の弁済額がこの契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当できず。なお、私について乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

### 第8条 調査・報告

1.私または私の連帯保証人が、その住所、氏名、職業、居住等の事項に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに乙に対して書面によつて通知し、その指示に従います。

2.私が前項の通知を怠つたため、乙が私から最後に届出のあつた氏名、住所にあてて通知又は送付書類を送付した場合には、延滞または到着しなかつたときでも通常到着する時と同じに到着したものとします。

### 第9条 保証、経営、業況等について

乙が甲より代位弁済したときは、私は乙に対してその弁済額、弁済上要した費用およびこれらに対する弁済の日の翌日から完済までの乙が定める割合(注)による遅延損害金

期間に相殺実行の定めとし、借主の銀行に対する預金その他の債権の利率については、預金残高等の目次によります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率(以下予約定利率)より1年を365日とし、日割りで計算します。

### 第19条 (借主からの相殺)

1.借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができる。
2.前項によつて相殺する場合には、相殺を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとする。

3.第1項によつて相殺する場合に、本契約による借主の債務の利息および損害金の計算期間に相殺実行の定めとし、借主の銀行に対する預金その他の債権の利率については、預金残高等の目次によります。

### 第20条 (債務の返済等における順序)

借主は、本契約による債務のほか、銀行に対し、銀行取引上の他の債権があるときは、銀行は債権保全等の理由により、他の債務の相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2.借主が返済済または相殺をする場合に、借主に本契約による債務のほか、銀行に対し、銀行取引上の他の債務があるときは、借主はその債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がその債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかつたときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3.借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してこの債務の返済または相殺にあてるかを指定することとします。

4.第2項のなお書または第3項によつて銀行が指定する借主の債権については、その期限が到来したものとします。

### 第21条 (届出事項の変更)

1.借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地に変更があつた場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出するものとします。
2.借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠つた場合、銀行からの通知または送付書類等が延滞し、または不送達となつても、通常到達すべきときに到達したと見なされることと異議ないものとします。

### 第22条 (解約)

借主が都合により本取引の契約を解除する場合は、目的ローンとカードローンを同時に解約するものとし、借主は直ちに銀行にカードを返却するものとする。この場合、銀行に対する本契約による債務全額を返済したうえ、銀行所定の届出をするものとする。
第23条(本契約約款の変更)

1.本規定を変更する場合は、銀行から変更内容を借主に通知または銀行のホームページにおいて公表する方法により告知します。
2.前項の通知または公表後カードを利用した場合には、借主は変更事項または新リザーブプランPLUSカード契約約款をカード利用前に承認しているものとします。

### 第24条 (報告および調査)

1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便宜を提供するものとします。

2.借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに銀行にその旨を報告するものとします。

### 第25条 (債権譲渡)

1.借主は、本契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては、借託を含む。)することができます。

2.前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては、借託の受託者を含む。)の代理人となるものとする。借主は銀行に対して、譲受人に交付する旨の通知を、またその代理に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付し負担、免責事項とする。

1.借主が銀行に入れた契約約款等、事変・災害等銀行の責めに帰すことのできな事情によつて紛失・滅失または損傷した場合、銀行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお銀行からの請求があれば借付の契約証書等を差入れするものとします。

2.ATM等によりカードを確認し、引出し・操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号とを一致を確認して引出しの取引がなされたうえは、カードの偽造・変造・カードまたは暗証番号の盗用やその他の悪用があつても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとする。

### 第27条 (合意書等)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることとします。

### 第28条 (個人情報等の取り扱いに関する同意)

借主は、別途定められた「個人情報等の取り扱いに関する同意書」の内容に同意するものとする。

### 第29条 (反社会的勢力の排除)

1.借主は、自分が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約するものとする。

#### 1) 暴力団

#### 2) 暴力団員

#### 3) 暴力団準構成員

#### 4) 暴力団関係企業

#### 5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴトまたは特殊知能暴力集団等

#### 6) その他何れかの準三者者

2.借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行なわぬことを確約するものとする。

#### 1) 暴力団の要請行為

(2)法的要件を超過した不当な要請行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)偽造を流し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務妨害する行為

#### (5) その他何れかに準ずる行為

3.借主が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または借主が第1項の規定に基づき表明・権約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、借主の取引を継続することを不適切である銀行が判断した場合には、銀行からの請求により借主は銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失ひ、直ちに借金を弁済するものとする。

4.前項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本契約は失効するものとする。

### 附則1

1.銀行所定の保証会社は、次の中から当社が選択することとし、決定した保証会社については、銀行が送付する契約応諾通知書によつてお知らせいたします。

スルガ：キャピタル株式会社

以上 (2010年6月)

ありませぬ。

私のリザーブプランPLUSカード利用状況等の報告を甲が乙に対して毎月所定の日に報告することに同意します。

### 第9条 公正証書の作成

私は、乙から請求があるときは直ちに求償債務に関し、強制執行承諾条項のある公正

2011年7月版

RESERVED PLUS  
リザーブプラン

WEB申込用・電話申込用/2枚目

リザーブプランPLUS  
(リザーブプランプラス) カード〈カードローン〉申込書兼保証委託申込書・保証委託契約書  
兼消費者信用団体生命保険加入同意確認書

ローン専用カード

スルガ銀行 株式会社 御中 保証会社 スルガ・キャピタル株式会社 御中

1. 私は、「リザーブプランPLUS(リザーブプランプラス)」カード契約規定・保証委託約款および「個人情報の取り扱いに関する同意書」を承認のうえ、スルガ銀行株式会社(以下「貴社」という)およびスルガ・キャピタル株式会社(以下「保証会社」という)にローン専用カード「リザーブプランPLUS(リザーブプランプラス)」カード取引および保証委託を以下のとおり申し込みます。

2. 申込後、貴社の審査により条件が変更されたり、承認されなくても何ら異議はありません。貴社の決定に従います。

3. 本申込書に未記入箇所および誤りがあった場合には、銀行が補記または訂正することに同意します。

4. 申込内容については、私が先にインターネットまたは、電話で仮申し込みしたものにに基づきます。

※FAXでご送付いただいた場合、当社に着信した本申込書が原本となります。(目的タイプにおいて口座引き落としとしてのご返済を希望する場合は、FAXによるお申し込みはできません。)

※万一、ご利用できない場合でも申込書・関係書類はお返しできませんのでご了承ください。

●必ずお申し込みご本人さまがご記入ください。

ご署名

ご記入日

年

月

日

ご署名および暗証番号等をお忘れなくご記入ください。ご署名は、略字は使わず、本人確認資料に記載のとおりご記入ください。

消費者信用団体生命保険へのご加入について (保険加入にあたっては、保険加入の同意と加入申込書の提出が必要です)

いずれか一方を  
選択してください
 消費者信用団体生命保険への加入に同意します 加入申込書を別途ご提出ください。お客さまに別途、保険料をご負担いただく必要はありません。

 消費者信用団体生命保険への加入に同意しません 死亡および高度障害状態時の保険適用はありません。死亡時に残債務がある場合には、原則として債務は相続されます。

初回カード送付先

① 自宅

② 勤務先

※勤務先を選択された場合は、勤務先所在地の記載がある「健康保険証」等の本人限定受取郵便サービス所定の資料が必要となります。

※勤務先を選択された場合にも、契約時にはご自宅に別途、本人確認のため文書が送付されますのでご了承ください。

【リザーブプランプラスのご案内】

- ご利用限度額/500万円以内 (「目的ローン」と「カードローン」の限度額の合算)
- 借入利率/〈目的ローン〉オート…年4.9% リフォーム…年3.9% 教育…年3.6%  
デンタル…年7.0% フリー…年7.0~14.9%  
〈カードローン〉年7.0~14.9%

●遅延損害金/年19.50%以下

●毎月の返済期日/毎月1日 (銀行休業日の場合は翌営業日)

※前月20日以降当月1日までの返済を約定返済と見なします。

※ご利用限度額・借入利率等につきましては、上記の範囲内で銀行が決定いたします。カード受け取り時にご案内する内容をよくご確認ください。

※リザーブプランカードの契約規定および保証委託約款は、インターネットでもご確認ください。  
<http://surugabank.co.jp/reserved>

※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますのでご了承ください。

銀行使用欄

(受付店)

支店)

支店長	手 ツ ク 印	担 当 者	本 人 確 認
-----	------------------	-------------	------------------

2011.07 TF

スルガ銀行

## リザーブプランPLUS(リザーブプランプラス)カード契約規定

**第1条 (リザーブプランPLUSカード取引)**

リザーブプランPLUSカード取引(以下、本取引という。)とは、2つの当座貸越契約(以下、各自の目的ローン「カードローン」といい、両契約を総称して、本契約という。)を同時に締結し行う金融サービスを行います。

**第2条 (借主)**

借主とは、本規定を承認のうえ、附則1に定めるスルガ銀行株式会社(以下、銀行という。))所定の保証会社(以下、保証会社という。)を連帯保証人として、銀行に所定の申込書によりリザーブプランPLUSカード(以下、カードという。))の利用の申し込みをされ、銀行が所定の審査のうえ、利用を認められた者です。

**第3条 (契約)**

本契約は借主が銀行所定の方法により申し込み、銀行が所定の審査を行いつつ適当と認め、カードを発行することにより成立します。

**第4条 (取引方法)**

1.本契約に基づき取引は、第9条(借入方法)および第9条(返済方法)に定める方法による当座貸越の入出金によるものとし、小切手、手形の振出あるいは引付、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
2.カードは、銀行の現金自動預け払い機(以下、ATMという。)を使用して入出金を行う場合等に利用するものとします。

**第5条 (カードの貸与、暗証番号)**

1.借入は、借主1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものとします。
2.借主は、銀行所定の方法により暗証番号を登録するものとします。
3.借主は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
4.カード(カード上の表示事項を含む。)は、借主本人以外使用することはできません。また他人に譲渡、預入または貸与することはできません。
5.第3条第3項または第4項(以下、それぞれ「カード上の表示事項を含む。」)を他人に使用する場合の損害は、借主の負担となります。

**第6条 (カードの紛失、盗難等)**

1.借主がカードを紛失または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に連絡するものとします。
2.カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合に限り再発行します。

**第7条 (利用有効期間)**

1.借入ができる期間は、本取引の契約成立の日からその1年後の応当月の末日までとなります。ただし、借主または銀行から期間満了日までになんらかの申出のないときは、更に1年間自動更新し、その後同様とします。
2.前項にかかわらず、目的ローンについては、借主が65歳以上または完済時の年齢が満70歳超える場合、カードローンについては、借主が、満76歳に達した後、最初に到来する契約更新期以降は、新規借入はできませんものとします。

3.期間満了日までに、借主または銀行から本取引の自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は、期間満了日において残債残高がある場合には、第9条(返済方法)の定めに関わらず、一括返済または銀行指定の返済条件にて分割返済することとします。

**第8条 (借入方法)**

1.目的ローン

(1)借入方法は、借主の依頼に基づき銀行が所定の方法で当座貸越口座から出金する方法によるものとします。
(2)ATMより出金した場合は、銀行が認めた借主指定の借主名義の金融機関の口座もしくは、銀行が認めた借主指定の各表名義の金融機関の口座へ振り込むものとします。

2.カードローン

(1)借入方法は、銀行のATMからの引出しまたは、銀行が認めた場合に限り、借主の指定した借主名義の金融機関の口座もしくは、銀行の認めた借主指定の各表名義の金融機関の口座への振り込み、その他の方法によるものとします。
(2)ATMからの引出しによる借入は、1,000円単位とし、1回あたりの引出しは銀行が定めた金額の範囲内となります。
(3)口座への振り込みによる借入は一回あたりの取引金額を10,000円以上1円単位とします。なお、銀行のインターネット(バンクイック)またはモバイルバンクサービスを利用した口座への振り込みによる借入は、一回あたりの取引金額を1円以上1円単位とします。ただし、第1項に記載のとおり、銀行が認めた場合に限るものとします。

**第9条 (返済方法)**

返済方法は、定例返済とし、以下の方法によります。また返済期日は、第12条(各回の返済期日)に定めるとします。

1.目的ローン・カードローン共通事項

(1)銀行または銀行の提携する企業および金融機関のATMからの入金、または借主の当座貸越口座への振り込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
(2)定例返済を遅延した場合の返済方法について、別途銀行の指示がある場合にはそれに従うものとします。
(3)目的ローンとカードローンそれぞれその当月定例返済が行われていない場合、随時返済を行うことができなものとします。

2.目的ローン

(1)借主が希望した場合には、自動引落しの方法によることができるものとします。この場合、借主は、定例返済の日までに、借主が銀行に開設し、目的ローンの返済口座として指定した預金口座に返済金額以上の額を預入するものとし、銀行は、毎月所定の返済日または前項(1)による定例返済がないことを条件に、定例返済日(小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ、返済にあてるものとします。また万一預入が遅延した場合には、預入後いつでも銀行は同様の処理ができるものとします。ただし、目的ローンの返済指定預金口座の残高が返済金額相当額に満たない場合は、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いは行わないものとします。
(2)借主は、第1項(1)に定める定例返済にかかわらず、随時、第11条(各回の返済金額)で定め元金込定額返済額以上を返済できるものとします。その場合は、期間短縮型繰上返済として取り扱いはされるものとします。ただし、当月定例返済が行われていない場合に限ります。

3.カードローン

借主は、第1項(1)に定める定例返済にかかわらず、ATMおよび銀行窓口において、随時、第11条(各回の返済金額)で定め最低返済金額以上を返済できるものとします。ただし、当月定例返済が行われている場合に限ります。

**第10条 (利用限度額)**

1.目的ローン・カードローン共通事項

(1)本契約の利用限度額は、目的ローンとカードローンを合算し500万円以内とします。
(2)利用限度額は借主の借入希望限度額の範囲内で銀行が決定し、借主に通知します。
(3)借主は、利用限度額の範囲で、繰上し入りができるものとします。
(4)これに関わらず、銀行が債権保全上必要と認めたときは、利用限度額を減額あるいは、新たな貸付を中止することがあります。

(5)(4)により利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は、銀行は、減額の範囲内で増額できるものとします。
(6)借主の依頼に基づき、且つ銀行が所定の審査のうえ適当と認めた場合には、利用限度額を増額できるものとします。

2.目的ローン

借主が目的ローンの復元利用を希望する場合、契約当初と異なるかと判断される資金使途や利用限度額以上の借入を希望する時などは、銀行が所定の審査を行いつつ適当と認められた場合に借入できるものとします。

3.カードローン

借主からの依頼にかかわらず、銀行が所定の審査のうえ適当と認めた場合には、利用限度額を増額できるものとします。ただし、借主が利用限度額の増額を希望しない場合は、増額を中止することとします。

**第11条 (各回の返済金額)**

1.目的ローンの定例返済額は、毎月3,000円以上(1,000円単位)の元利込定額返済とし、ボーナス返済を併用する場合、ボーナス返済月の返済額は毎月返済額(元金返済額)を加重した額とします。また、返済回数は銀行所定の返済回数とし、返済金額借入金額・返済方法(ボーナス返済併用の有無)・返済回数等に応じ利用の都度設定されるものとします。ただし、当社が特に認めた場合は前記の指定する返済額に変更することも可能です。
(2)カーによるATMでの定例返済は、元利込定額返済とします。
(3)約定利率額と定例返済時の貸残残高の合計が、上記元利込定額返済額に満たない場合は、約定利率額と約定返済日前日の貸残残高の合計額を元金返済額とします。なお、第9条(返済方法)第1項に定める返済方法のうちカードによるATMでの最終回の返済は、1,000円単位とします。
(4)利息・遅延損害金の合計額が上記元利込定額返済額を超えるときは、利息・遅延損害金を返済額とします。

2.カードローン

各回の定例返済金額は、次のとおりとし、定例返済時の残高に応じて決定された最低返済金額(ミニマムペイメント)以上(ミニマムペイメント方式)とします。

定例返済時の貸残残高	定例返済額	定例返済時の貸残残高	定例返済額		
10万円超	20万円以下	3万円以上	150万円超	200万円以下	4万円以上
20万円超	20万円以下	6万円以上	200万円超	250万円以下	5万円以上
20万円超	30万円以下	9万円以上	250万円超	300万円以下	6万円以上
30万円超	40万円以下	1万2千円以上	300万円超	350万円以下	7万円以上
40万円超	50万円以下	1万5千円以上	350万円超	400万円以下	8万円以上
50万円超	100万円以下	2万円以上	400万円超	450万円以下	9万円以上
100万円超	150万円以下	3万円以上	450万円超	500万円以下	10万円以上

1)約定利率額と定例返済時の貸残残高の合計が、上記ミニムペイメントに満たない場合は、約定利率額と約定返済日前日の貸残残高の合計額を元金返済額とします。
(2)利息・遅延損害金の合計額が上記ミニムペイメントを超えるときは、利息・遅延損害金を返済額とします。

**第12条 (各回の返済期日)**

各回の定例返済期日は、毎月1日(銀行休業日の場合は各々翌営業日。以下同じ)を約定返済期日とします。ただし、前月20日(除前月末日まで)に行われた返済は、定例返済と見なし、前月返済期日における定例返済は必要ないものとします。
※前月19日時点での残高が0円の場合で、前月20日(除前月)に利用した残高に関しては、定期返済を前月1日として扱います。

**第13条 (借入利率等)**

1.借入利率は、銀行所定の利率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。)を適用するものとし、借主に通知します。
借入残高×借入利率÷365日×各回の利用日数
**第14条 (期間の利益喪失)**

1.借主について次の各号の事由が一つも生じた場合には、借主は銀行から通知、催告があつても本契約による債務全額について期間の利益を失ひ、直ちに本契約による債務全額を支払ふものとする。

(1)弁済金の支払いを遅滞し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
(2)保証会社から保証中止または解約の申出があったとき。
(3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
(4)差押、仮差押、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき。
(5)破産、民事再生手続開始の申立を受けたとき、またこれらの申立をしたとき。
(6)住所変更を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となったとき。
(7)相続の開始があったとき。
(8)本規定等の義務に違反し、その違反が本規定の重大な違反となるとき。
(9)その他借主の信用状態が悪し悪化したとき。
2.次の各号の場合には、借主は銀行からの請求に基づつて、本契約による債務全額について期間の利益を失ひ、直ちに本契約による債務全額を支払ふものとする。
(1)借主が銀行取引上の債務について期間の利益を失つたとき。
(2)借主が銀行に虚偽の資料提出または報告をしたとき。
(3)借主について債権保全は必要とする相当の事由が生じたとき。
3.前2項各号の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、または本契約を解約することができます。本契約が解約された場合は、借主は本契約による債務全額を直ちに返済し、カードを返却するものとします。

**第15条 (返済金の充当)**

借主の返済金は、遅延損害金・利息・元金の順に充当します。

**第16条 (遅延損害金)**

1.借主が定例返済金額の支払いを遅滞したときは、銀行所定の遅延損害金を支払ふものとし、遅延損害金年率(保証会社の保証料を含む年率。以下同じ。)は、1.95%とします。
2.遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。
定例返済元金・遅延返済金利率×返済期満後の経過日数÷365

**第17条 (保証会社への保証債務履行請求)**

第14条(期間の利益喪失)により、借主は本契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対して本契約による債務全額の返済を請求するものとします。
2.保証会社が借主に代わつて本契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社に本契約による債務全額を返済するものとします。

**第18条 (銀行からの相殺)**

1.銀行は、本契約による借主の債務のうち各返済期日が到来したの、または第14条(期間の利益喪失)により返済しなればならない本契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の限度のいかににかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2.前項によって相殺する場合には、本契約による借主の債務の利息および損害金の計算

## リザーブプランPLUS(リザーブプランプラス)カード保証委託約款

を支払います。

**第6条 求債権の事前行使**

1.私について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は第4条による代位弁済前であっても通知義務を要せず、なんら担保の提供を要することなく、私に対して、直ちに借入金債務に相当する金額を求償することができますものとします。私は直ちにこれを支払うものとします。但し、私がついに借入金債務の一部を弁済し、これをその弁済額を求償額から控除するものとします。

(1)仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産等の手続きの当事者になったとき。
(2)手形交換所の取引停止処分があったとき。
(3)相続の開始があったとき。
(4)担保物件が滅失したとき。
(5)その他、被保証債務について期間の利益を喪失したとき。

(6)契約解除第29条(反社会的排除の排除)第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同第2項のいずれかに該当する行為をし、または私が同第1項の規定に基づき、表明・通知に関して甲に虚偽の申告をしたことと判明したとき。
2.乙の前項により求債権行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しませんが、担保がある場合も同様とします。

**第7条 弁済の充当順**

私の弁済額が乙の契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認められる順序、方法により充当できます。なお、私について2つ以上の複数の債務があるときも同様とします。

**第8条 調査・報告**

1.私は乙は私の連帯保証人乙が、その住所、氏名、職業、居住等の事項に変更を生じ、その他債権の行使に影響がある事態が発生したときは、直ちに乙に対して書面により通知し、その指示に従います。

2.私が前項の通知を怠つたため、乙が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知又は送付書類を送った場合には、延滞または到着しなかったときでも通常滞りた契約の約款(乙との契約の各条項が適用されること)に同意します。

**第9条 保証の範囲**

乙が前条により代位弁済したときは、私は乙に対してその弁済額、弁済し要した費用およびこれらに対する弁済の日の翌日から完済までの乙が定める割合(注)による遅延損害金

期間に相殺実行の定めとし、借主の銀行に対する預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによりります。ただし、期限未定たる預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率(より)1年を365日とし、日割りで計算します。

**第19条 (借主からの相殺)**

1.借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2.前項によって相殺する場合には、相殺を実行する日、7日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印し直ちに銀行に提出するものとします。

3.第1項により相殺する場合に、本契約による借主の債務の利息および損害金の計算期間に相殺実行の定めとし、借主の銀行に対する預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによりります。

**第20条 (債務の返済等における順序)**

1.銀行が相殺する場合に、借主に本契約による債務のほか、銀行に対して、銀行取引上の他の債権があるときは、借主は債権保全上の理由により、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に反して異議を述べないものとします。
2.借主が返済済または相殺する場合には、借主に本契約による債務のほか、銀行に対して、銀行取引上の他の債務があるときは、借主はその債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がその債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3.借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してその債務の返済または相殺にあてるかを指定することとします。

4.第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したのものとします。

**第21条 (届出事項の変更)**

1.借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地に変更があつた場合は、すみやかに銀行に所定の届出用紙または銀行が適当と認められる方式のより届出するものとします。
2.借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠つた場合、銀行からの通知または送付書類等が延滞し、または不送達となつても、通常送達すべきときに到達したと見なれることに異議を申しませんものとします。

**第22条 (解約)**

借主が前条により本取引の契約を解除する場合は、目的ローンとカードローンを同時に解約するものとし、借主または銀行にカードを返却するものとします。この場合、銀行に対する本契約による債務全額を完済したうえ、銀行所定の届出をするものとします。

**第23条 (本契約約款の変更)**

1.本規定を変更する場合は、銀行から変更内容を借主に通知または銀行のホームページにおいて公表する方法により告知します。
2.前項の通知または公表後カードを利用した場合には、借主は変更事項または新リザーブプランPLUSカード契約規定をカード利用前に承認しているものとします。

**第24条 (報告および調査)**

1.借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便宜を提供するものとします。
2.借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに銀行にその旨を報告するものとします。

**第25条 (債権譲渡)**

1.借主は、将来本契約による債権を他の金融機関等と譲渡(以下本案においては、借託を称する)することができます。
2.前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本案においては、借託の受託者を含む。))の代理人となるものとする。借主は銀行に対して、譲受人に代わり本契約に定める方法によって毎回の元金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

**第26条 (責任負担、免責事項)**

1.借主が銀行に差入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰することのできな事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお銀行からの請求があれば何らの契約証書等を差入れるものとします。
2.ATM等によりカードを正確し、引出し・操作の際使用した暗証番号と登録の暗証番号とを一致を確認して引出しの取引がなされたうえは、カードの偽造・変造・カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があつても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

**第27条 (合意義務)**

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店に合意を請うる裁判所を管轄裁判所とすることと合意します。

**第28条 (個人情報取り扱いに関する同意)**

借主は、別途定める「個人情報取り扱いに関する同意書」の内容に同意するものとします。

**第29条 (反社会的排除の排除)**

1.借主は、自分が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたるも該当しないことを確約するものとします。

(1)暴力団
(2)暴力団員
(3)暴力団準構成員
(4)暴力団関係企業
(5)総会等若くは、社会運動等標榜しゴロリまたは特殊知能暴力集団等
(6)その他各号に準ずる者

2.借主は、自分がまた準ずる者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力団の要請行為
(2)法的責任を超過した不当な要請行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4)偽造を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務妨害する行為
(5)その他何号にも準ずる行為
3.借主が第1項各号のいずれかに該当し、または前項各号のいずれかに該当する行為をしたときは、または借主が第1項の規定に基づき表明・通知に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、借主の取引を継続することを不適切である銀行が判断した場合には、銀行からの請求によつて借主は銀行に対する不適切な行為について期間の利益を失ひ、直ちに債務を弁済するものとします。
4.前項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本契約は失効するものとします。

附則1

1.銀行所定の保証会社は、次の中から当社が選択することとし、決定した保証会社については、銀行が送付する契約応諾通知書によってお知らせいたします。
スルガ・キャピタル株式会社

以上 (2010年6月)

あります。

5.私のリザーブプランPLUSカード利用状況等の報告を甲が乙に対して毎月所定の日に報告することに同意します。

**第9条 公正証書の作成**

私は、乙が請求があるときは直ちに求債権を履行し、強制執行承諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続きを行います。

**第10条 費用の負担**

乙が第4条および第6条により、取得した権利の保全、もしくは、行使に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は私が負担します。

**第11条 契約の更新**

本契約の有効期間が私が、甲との間に締結したリザーブプランPLUSカード契約の取引期間と同様とします。

**第12条 危険負担、免責事項**

1.私が乙に差入れた契約書等が、事変・災害等乙の責めに帰することのできな事情によつて紛失・滅失または損傷し、引出し・操作の際使用した暗証番号と登録の暗証番号とを一致を確認して引出しの取引がなされたうえは、カードの偽造・変造・カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があつても、そのために生じた損害については、乙は責任を負わないものとします。

**第13条 債務の譲渡**

私は、乙が私に対して有する債権を第三者に譲渡したときも異議を述べないものとす。

**第14条 管轄の合意**

この契約に関して紛争を生じたときは、私は乙の本支店、営業所、書面による裁判所の管轄裁判所所在地と合意します。

**第15条 個人情報取り扱いに関する同意**

私は、別途定める「個人情報取り扱いに関する同意書」の内容に同意するものとします。

(注)乙が定める遅延損害金は次のとおりです。

乙がスルガ・キャピタル株式会社の場合	年14.0%(年365日の日割計算)
--------------------	--------------------

以上 (2010年6月)